令和7年度　水質検査計画

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水の状況並びに水質管理上の注意点
4. 水質検査項目、検査地点、検査頻度
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査機関及び水質検査方法
7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表方法
8. その他水質検査計画の実施に際して配慮すべき事項

久留米市企業局

1. 水質検査計画に関する基本方針

久留米市企業局は、経営理念とする「お客様に信頼される水道水の供給」のため、水道水源の水質を常に把握し、その状況に応じた適切な浄水処理を行っています。

久留米市企業局では、次の 3 つの基本方針に従って水質管理を行います。

(1)原水から浄水処理工程、給水栓※に至るまで、一貫した水質管理を行います。
(2)水質検査は、水道法に基づいて設定された水質基準項目、これを補完する水質管理目標設定項目、及び久留米市企業局が水質管理上必要と判断した項目について行います。
(3)水質検査頻度は、原水から浄水処理工程、給水栓までの水質及び過去の検出状況を考慮して設定します。

※
- **原水**・・・・・・・・・・・水道水の原料として取水する水(筑後川の表流水)
- **浄水処理工程**・・・取水口から配水池出口までの水(浄水場にて処理を行う水)
- **給水栓**・・・・・・・・・市内に給水された水道水(蛇口の水)

太郎原取水場

放光寺浄水場

2. 水道事業の概要

久留米市企業局の水道事業は、**放光寺浄水場系統（自己水源）**と**福岡県南広域水道企業団系統（浄水受水）**の 2 系統から成り立ち、双方とも筑後川の表流水を水源としています。

久留米市企業局の給水区域は、配水系統でみると、放光寺浄水場から配水している放光寺、山本及び石垣配水池と、福岡県南広域水道企業団荒木浄水場から浄水を受水している藤山、高良内及び西部配水池があります。

【令和5年度給水状況】

給水人口	273,688 人
給水戸数	133,739 戸
普及率	96.7 %
計画一日最大給水量	145,800 m^3
一日最大給水量	80,056 m^3
一日平均給水量	74,494 m^3

○放光寺浄水場系統（自己水源）

放光寺浄水場系統は、原水となる筑後川表流水を太郎原取水場取水口より取水し（1 日最大取水量 103,000 m^3）、放光寺浄水場まで揚水しています。放光寺浄水場では沈殿、ろ過及び消毒の浄水処理を行い、配水池に貯水し、市内へ給水しています。

【放光寺浄水場の浄水処理工程図及び使用薬品】

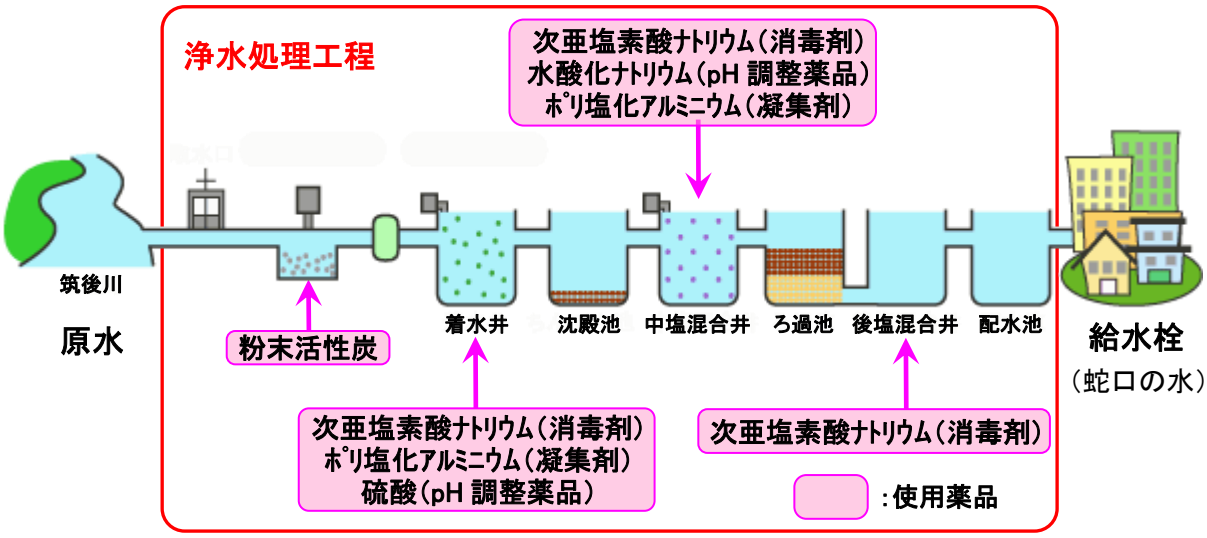

○福岡県南広域水道企業団系統（浄水受水）

福岡県南広域水道企業団からの浄水受水系統は、1 日最大受水量 46,000m^3を藤山配水場、西部配水場で受水し、各々の配水池から市内へ給水しています。このうち、藤山配水場（配水池）からは、市内の一部と、高良内配水池を経由して青峰及び高良内地区へ給水しています。また、西部配水場（配水池）からは、城島及び三潴地区へ給水しています。

【系統図】

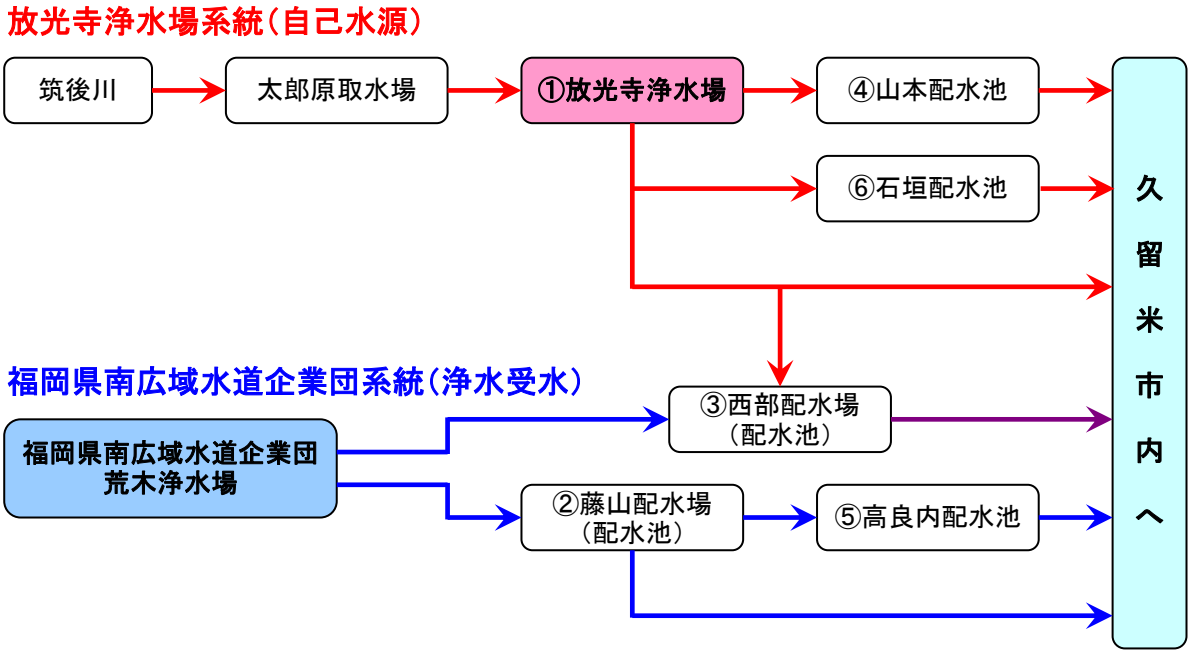

①放光寺浄水場（配水池）

②藤山配水場（配水池）

③西部配水場（配水池）

④山本配水池

⑤高良内配水池

⑥石垣配水池

【各施設の概要】

施 設 名	①放光寺浄水場	②藤山配水場 （配水池）	③西部配水場 （配水池）	④山本配水池	⑤高良内配水池	⑥石垣配水池
事 業 主 体	久留米市	久留米市	久留米市・大木町	久留米市	久留米市	久留米市
所 在 地	久留米市山本町 豊田 614	久留米市 藤山町 115-5	久留米市三潴町 壱町原 363	久留米市山本町 豊田 717-1	久留米市高良内町 2231-272	久留米市田主丸町 石垣 1395-35
原 水 種 別	筑後川表流水	県南企業団※ からの浄水受水	県南企業団※ からの浄水受水 放光寺浄水場 からの送水	放光寺浄水場 からの送水	藤山配水場 （配水池） からの送水	放光寺浄水場 からの送水
給 水 能 力 （m³/日）	100,000	46,000 （1 日最大受水量）		―	―	―
配水池容量 （m³）	8,750×2 池 10,000×2 池	8,000×2 池	4,000×2 池	2,000×1 池	750×1 池 2,000×1 池	162×2 池
処 理 方 法	急速ろ過 塩素処理 粉末活性炭処理 酸・アルカリ処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理	―	塩素処理
沈 殿 池	高速凝集沈殿池 2 池 横流式沈殿池 2 池	―	―	―	―	―
ろ 過 池	砂ろ過池 14 池	―	―	―	―	―

※県南企業団：福岡県南広域水道企業団

3. 原水の状況並びに水質管理上の注意点

（1）原水の状況

久留米市企業局の水道水の原水は、筑後川が有明海に注ぐ地点から約 34km 上流にある太郎原取水場取水口より取水しています。筑後川は、熊本県阿蘇郡を水源地として熊本県、大分県、福岡県及び佐賀県を流れ、有明海に注ぐ流域面積 2,860km²、流路延長 143 kmに達する九州第一の大河です。

筑後川の本川には大きな支川が数多く流れ込んでおり、上流域には、治水及び利水を目的とする複数のダムがあります。

筑後川流域では、穀倉地帯として稲作などの農作物生産が盛んであり、上流域では、果樹、植木の生産も多く営まれています。

このため、原水である筑後川表流水の水質には、支川やダムからの影響、農業活動による影響などを受けます。

（2）浄水処理水質管理上の注意点

筑後川の水質悪化の要因は、自然災害や農業活動によるものが主なものです。

近年では、晴天が続く時期に浄水処理の障害となる藻類が発生しており、濁度上昇に伴う浄水処理障害や藻類発生に由来するカビ臭物質に注意を要しています。

原水の監視においては、これらの項目について、太郎原取水場取水口及び筑後川上流域の状況把握や、本川に流れ込む支川からの影響などへ配慮する必要があります。

薬品が適正に注入されているか、池内の環境が適正に保たれているかなど、注意して監視していきます。

（3）給水栓水質管理上の注意点

浄水場の配水池から給水栓まで、夏期の水温が高い時期には、残留塩素濃度の低下及び消毒副生成物など衛生上の管理にも注意が必要です。

注意点	要因	水質管理上注意する項目
原水水質の悪化	生活排水	臭気、味、アンモニア態窒素
	洪水時の高濁度	濁度、色度、消毒副生成物※1
	農薬散布時期の農薬	農薬類
	夏期の藻類発生	藻類、カビ臭物質※2
	油等流出事故など	臭気など
給水栓までの水質変化	水温上昇	残留塩素 消毒副生成物

※1　消毒副生成物・・・・・ 消毒薬品の添加によって生成する物質（水質基準項目 21～31）

※2　カビ臭物質・・・・・・・・「ジェオスミン」及び「2-メチルイソボルネオール」（水質基準項目 42、43）

（4）有機フッ素化合物（PFAS「ピーファス」）について

1 万種類以上ある PFAS のうち、幅広い用途で使用されてきたペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS「ピーフォス」）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA「ピーフォア」）は水質管理目標設定項目に位置づけられ、暫定目標値として合算値で 0.00005mg/L に定められています。

令和 6 年 10 月現在まで、PFOS 及び PFOA の水質検査結果は、原水・浄水ともに 0.000005mg/L 未満でした。

これまで原水と浄水で暫定目標値を超過したことはありませんが、今後も引き続き安全な水道水を供給するため、定期的に水質検査を行い、動向を監視していきます。

また、国などの動向を見ながら、適切に対応できるよう情報収集してまいります。

（補足）暫定目標値は、国が設定した「健康に悪影響が生じないと考えられる値」です。

4. 水質検査項目、検査地点、検査頻度

（1）水質検査項目について

久留米市企業局では、水道法で定められた「水質基準項目」と「毎日検査項目」に加え、水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」、適切な浄水処理・原水の状況把握に必要な「久留米市独自に設定した項目」について検査を行います。

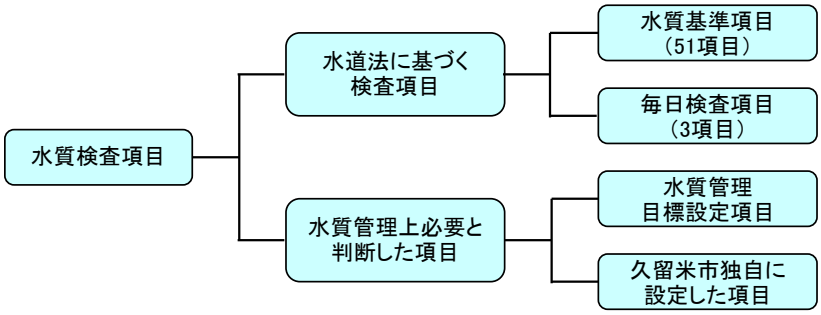

（2）水質検査種別ごとの検査項目、地点、頻度

水質調査としては、原水である筑後川表流水及び筑後川水系のダムを対象に**①河川・ダム調査**を実施しています。

水質検査としては、**②原水・浄水（配水池）検査**及び適正な浄水処理を行うための**③浄水処理工程検査**を実施しています。

さらに各家庭に供給する水を検査する**④給水栓検査**を実施しています。

また、原水及び浄水処理工程については、水系感染症を引き起こす原因となる**⑤クリプトスポリジウム・ジアルジア**の検査も実施しています。

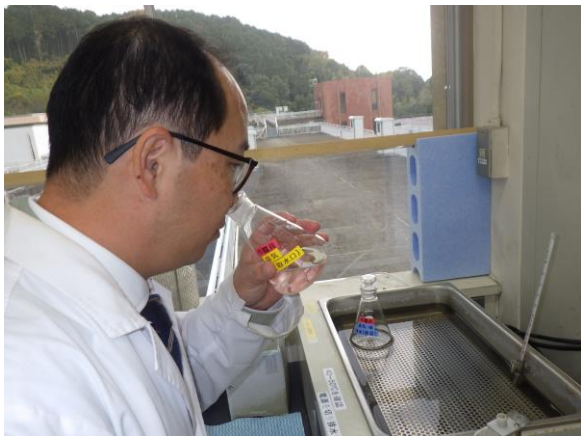

味・においの検査

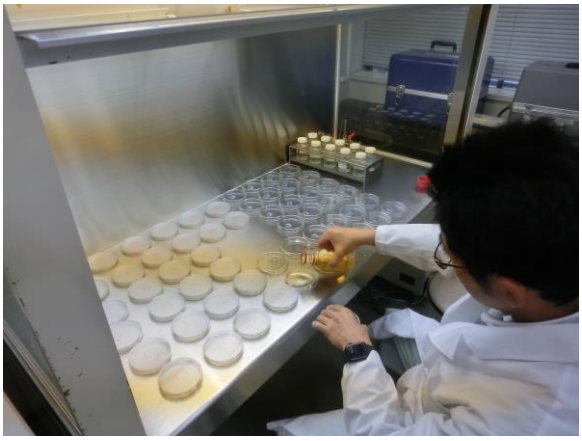

細菌類の検査

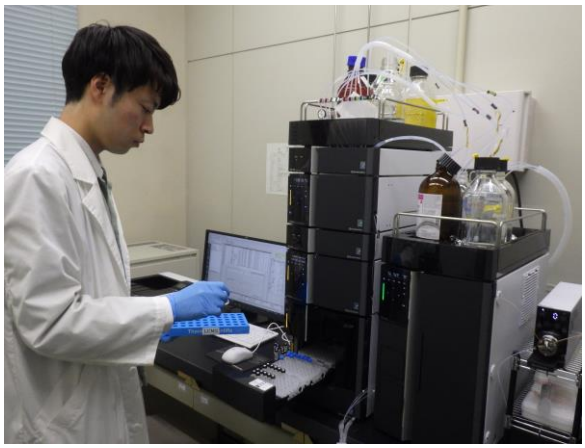

農薬・PFOS 及び PFOA の検査

界面活性剤（洗剤）の検査

①河川・ダム調査計画

（河川）

水道水の原水である筑後川の水質調査は、水道原水としての監視と、筑後川全体の水質変化を把握するために行います。

調査地点については、太郎原取水口より上流域の河川 7 ヶ所を対象に行います。

○調査項目　：「水質基準項目」**【表 1-1】**
「水質管理目標設定項目」**【表 1-2】**
原水の監視に必要な「久留米市独自に設定した項目」**【表 1-3】**

○調査地点　：本川 3 ヶ所（太郎原取水場取水口、大城橋、山田堰）
支川 4 ヶ所（大谷川、巨瀬川、小石原川、佐田川）**【図 1】**

○調査頻度　：月 1 回

（ダム）

太郎原取水口より上流域に建設されている筑後川水系の 6 ヶ所のダム（松原ダム、大山ダム、合所ダム、寺内ダム、江川ダム、小石原川ダム）においても、原水の監視に必要な「久留米市独自に設定した項目」について、月 1 回の頻度で調査を行います。**【表 2】**。

河川・ダムの採水

松原ダム

大谷川

【図 1】 河川・ダムの採水・調査地点図

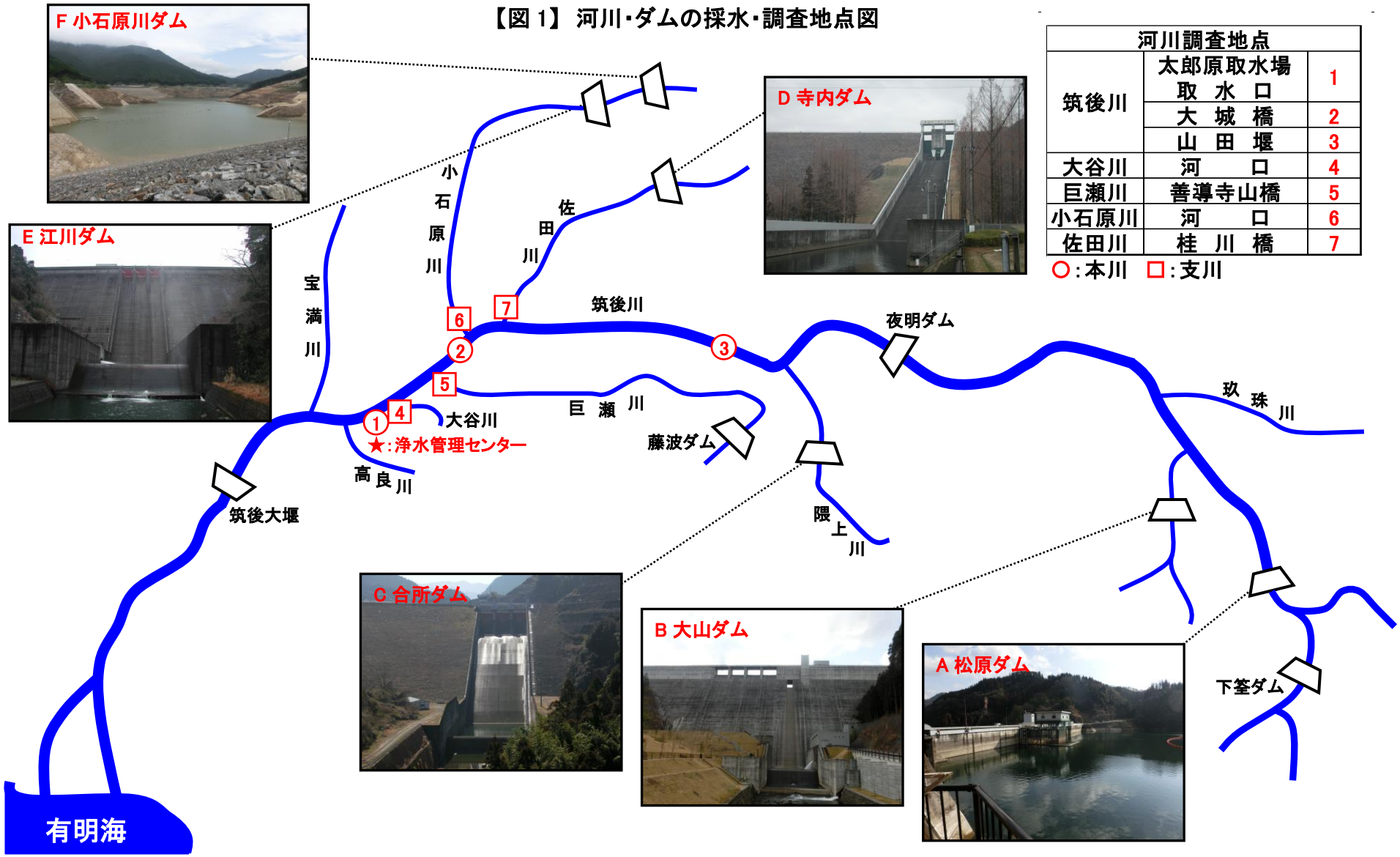

河川調査地点		
筑後川	太郎原取水場 取水口	1
	大城橋	2
	山田堰	3
大谷川	河口	4
巨瀬川	善導寺山橋	5
小石原川	河口	6
佐田川	桂川橋	7

○:本川　□:支川

【表1-1】 河川調査計画 「水質基準項目」

項目番号	水質基準項目	令和7年度調査頻度（回／年） 筑後川本川3ヶ所・支川4ヶ所			調査頻度の設定理由
		筑後川本川	太郎原取水場取水口	筑後川支川	
1	一般細菌	12	12	－	性状確認のため毎月実施
2	大腸菌	12	12	－	
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	12	12	－	安全確認のため毎月実施
4	水銀及びその化合物	12	12	－	
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	12	12	－	
6	鉛及びその化合物	12	12	－	
7	ﾋ素及びその化合物	12	12	－	
8	六価ｸﾛﾑ化合物	12	12	－	
9	亜硝酸態窒素	12	12	－	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	12	12	－	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	－	
12	ﾌｯ素及びその化合物	12	12	－	
13	ﾎｳ素及びその化合物	12	12	－	
14	四塩化炭素	12	12	－	
15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	12	12	－	
16	ｼｽ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	12	12	－	
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	12	12	－	
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	12	12	－	
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	12	12	－	
20	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	12	12	－	
21	塩素酸	－	－	－	消毒薬品の添加により生成する項目であるため省略
22	ｸﾛﾛ酢酸	－	－	－	
23	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	－	－	－	
24	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	－	－	－	
25	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	
26	臭素酸	－	－	－	
27	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	
28	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	－	－	－	
29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	
30	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	－	－	－	
31	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	－	－	－	
32	亜鉛及びその化合物	12	12	－	性状確認のため毎月実施
33	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	12	12	－	
34	鉄及びその化合物	12	12	－	
35	銅及びその化合物	12	12	－	
36	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	12	12	－	
37	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	12	12	－	
38	塩化物ｲｵﾝ	12	12	－	
39	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	12	12	－	
40	蒸発残留物	12	12	－	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	12	12	－	
42	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	12	12	12	
43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	12	12	12	
44	非ｲｵﾝ界面活性剤	12	12	－	
45	ﾌｪﾉｰﾙ類	12	12	－	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	12	
47	pH値	12	12	12	
48	味	－	－	－	原水のため省略
49	臭気	12	12	12	性状確認のため毎月実施
50	色度	12	12	12	
51	濁度	12	12	12	

【表1-2】 河川調査計画 「水質管理目標設定項目」

項目番号	水質管理目標設定項目	令和7年度調査頻度（回／年）※2			調査頻度の設定理由
		筑後川本川3ヶ所・支川4ヶ所			
		筑後川表流水	太郎原取水場取水口	筑後川支川	
1	ｱﾝﾁﾓﾝ及びその化合物	12	12	－	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目同様の頻度で実施
2	ｳﾗﾝ及びその化合物	12	12	－	
3	ﾆｯｹﾙ及びその化合物	12	12	－	
5	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	12	12	－	
8	ﾄﾙｴﾝ	12	12	－	
9	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ（2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ）	－	12	－	
15	農薬類 ※1	6	6	6	農薬散布期間に毎月実施
17	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	12	12	－	水質基準項目39で実施
18	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	12	12	－	水質基準項目37で実施
20	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	12	12	－	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目同様の頻度で実施
21	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	12	12	－	
23	臭気強度（TON）	12	12	12	
24	蒸発残留物	12	12	－	水質基準項目40で実施
25	濁度	12	12	12	水質基準項目51で実施
26	pH値	12	12	12	水質基準項目47で実施
29	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	12	12	－	留意が必要なため、基準項目同様の頻度
30	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	12	12	－	水質基準項目33で実施
31	PFOS及びPFOA	2	2	－	安全確認のため年2回実施

※1「農薬類」は、筑後川流域で使用されている主な農薬について調査を実施。
※2 調査頻度「6」は夏期（5～10月）において月1回の頻度で実施。

【表1-3】 河川調査計画 「久留米市独自に設定した項目」

項目番号	久留米市独自に設定した項目 ※1	令和7年度調査頻度（回／年）			調査頻度の設定理由
		筑後川本川3ヶ所・支川4ヶ所			
		筑後川表流水	太郎原取水場取水口	筑後川支川	
1	UV吸収	12	12	12	性状確認及び浄水処理反映のため毎月実施
2	ｱﾝﾓﾆｱ態窒素	12	12	12	
3	生物数	－	12	－	

※1「生物数」は、水道で障害となる生物を対象に調査。

【表2】 ダム調査計画 「久留米市独自に設定した項目」

項目番号	久留米市独自に設定した項目 ※1	令和7年度調査頻度（回／年）		調査頻度の設定理由
		松原・大山・合所・寺内・江川・小石原川ダム※2		
		表層水	放流水	
1	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	12	12	性状確認のため毎月実施
2	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	12	12	
3	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	
4	pH値	12	12	
5	臭気	12	12	
6	色度	12	12	
7	濁度	12	12	
8	臭気強度（TON）	12	12	
9	生物数	12	－	

※1「生物数」は、水道で障害となる生物を対象に調査。
※2 小石原川ダムは表層水のみ

②原水・浄水（配水池）検査計画

放光寺浄水場の浄水処理は、まず、太郎原取水口で取水した原水に、薬品を注入して有機物や濁りなどを除去した後、ろ過池において急速ろ過を行っています。

ろ過池は複層ろ過となっており、処理効率の向上を図っています。

また、福岡県南広域水道企業団から浄水を受水している藤山配水場・西部配水場では、追加で塩素処理を行い、消毒効果を確保した後、市内に給水しています。

原水・浄水検査は、放光寺浄水場の原水と浄水をためている配水池の水及び福岡県南広域水道企業団からの浄水受水をしている配水池の水について、安全を確認するために行います。

○検査項目 :「水質基準項目」**【表 3-1】**
「水質管理目標設定項目」**【表 3-2】**
安全を確認するために「久留米市独自に設定した項目」**【表 3-3】**

○検査地点 :5 ヶ所 **【図 2】**
（太郎原取水場取水口、2 系配水池、藤山配水場(配水池)、西部配水場(配水池) 石垣配水池）

○検査頻度 : 月 1 回

原水(取水口)・浄水(配水池)の採水

太郎原取水口

石垣配水池

【図 2】 浄水処理工程（市内の配水池）の採水・検査地点

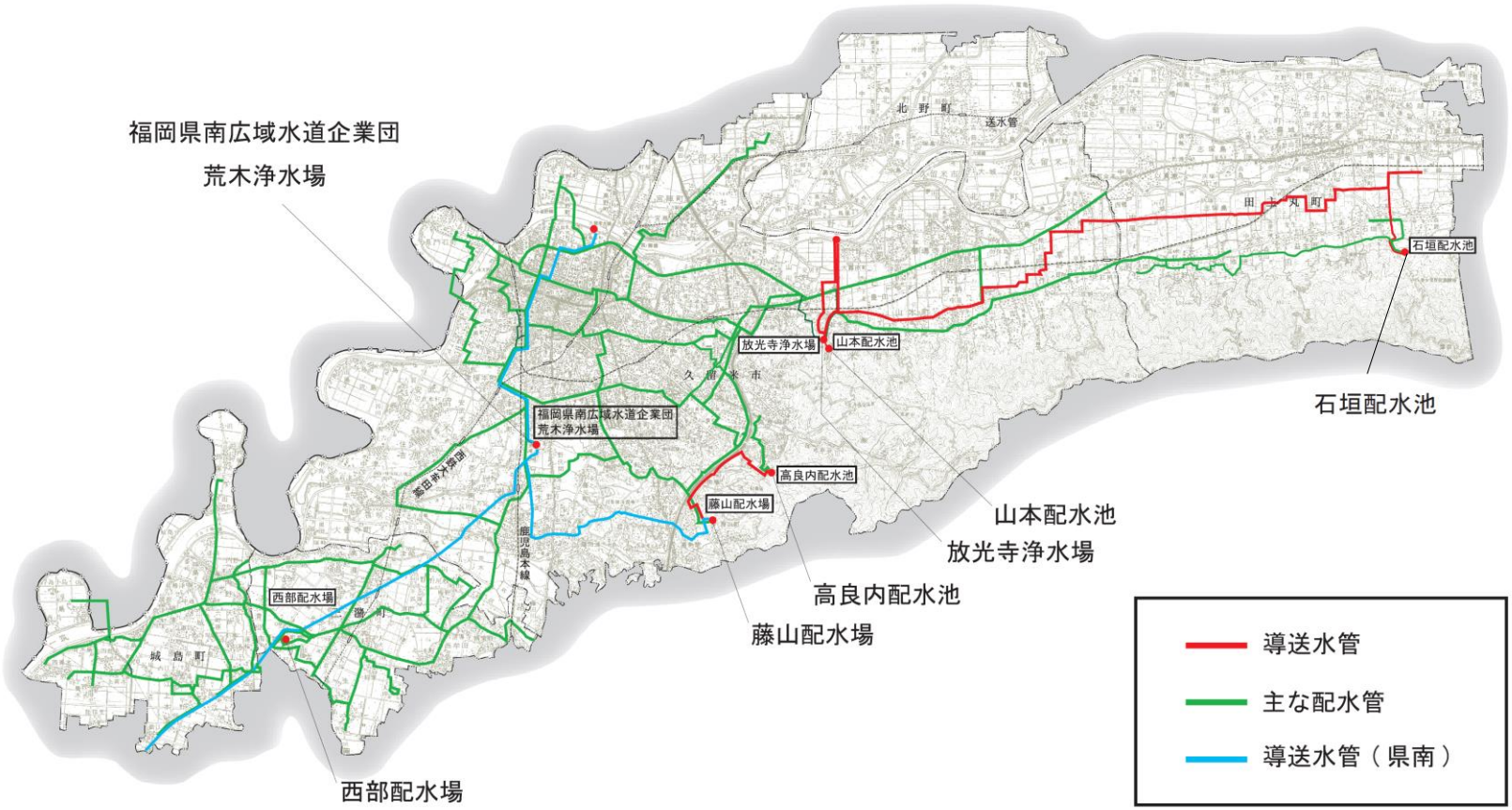

【表3-1】 原水・浄水検査計画 「水質基準項目」

項目番号	水質基準項目	水質基準値 ※1	配水池水（4ヶ所）過去3年の最高値 令和3年4月～令和6年10月	基準値に対する検出率（%） 0 50 100	令和7年度検査頻度（回/年） 放光寺浄水場 取水口	放光寺浄水場 配水池	配水池 藤山・西部・石垣	検査頻度の設定理由
1	一般細菌	100個/mL以下	0		12	12	12	安全確認のため 毎月実施
2	大腸菌	不検出	不検出		12	12	12	
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003以下	0.0003未満		12	12	12	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満		12	12	12	
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01以下	0.001未満		12	12	12	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満		12	12	12	
7	ﾋ素及びその化合物	0.01以下	0.002		12	12	12	
8	六価ｸﾛﾑ化合物	0.02以下	0.005未満		12	12	12	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満		12	12	12	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	0.01以下	0.001未満		12	12	12	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1		12	12	12	
12	ﾌｯ素及びその化合物	0.8以下	0.13		12	12	12	
13	ﾎｳ素及びその化合物	1.0以下	0.11		12	12	12	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満		12	12	12	
15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05以下	0.002		12	12	12	
16	ｼｽ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	0.002未満		12	12	12	
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02以下	0.001未満		12	12	12	
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01以下	0.001未満		12	12	12	
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01以下	0.001未満		12	12	12	
20	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.01以下	0.001未満		12	12	12	
21	塩素酸	0.6以下	0.22		－	12	12	
22	ｸﾛﾛ酢酸	0.02以下	0.002未満		－	12	12	
23	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	0.06以下	0.026		－	12	12	
24	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	0.03以下	0.007		－	12	12	
25	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.1以下	0.005		－	12	12	
26	臭素酸	0.01以下	0.001		－	12	12	
27	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	0.1以下	0.037		－	12	12	
28	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	0.03以下	0.013		－	12	12	
29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.03以下	0.011		－	12	12	
30	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	0.09以下	0.001未満		－	12	12	
31	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08以下	0.003		－	12	12	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.012		12	12	12	性状確認のため 毎月実施
33	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.2以下	0.07		12	12	12	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.05		12	12	12	
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.005未満		12	12	12	
36	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	200以下	17		12	12	12	
37	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05以下	0.001未満		12	12	12	
38	塩化物ｲｵﾝ	200以下	16		12	12	12	
39	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	300以下	57		12	12	12	
40	蒸発残留物	500以下	160		12	12	12	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	0.2以下	0.02未満		12	12	12	
42	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	0.00001以下	0.000002		12	12	12	異臭確認のため 毎月実施
43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	0.00001以下	0.000003		12	12	12	
44	非ｲｵﾝ界面活性剤	0.02以下	0.005未満		12	12	12	性状確認のため 毎月実施
45	ﾌｪﾉｰﾙ類	0.005以下	0.0005未満		12	12	12	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	1.2		12	12	12	浄水処理の確認のため 毎月実施
47	pH値	5.8～8.6	7.1～7.7		12	12	12	
48	味	異常なし	異常なし		－	12	12	
49	臭気	異常なし	異常なし		12	12	12	
50	色度	5度以下	0.5未満		12	12	12	
51	濁度	2度以下	0.1未満		12	12	12	

※1 水質基準項目3～46の単位はmg/L。

【表3-2】 原水・浄水検査計画 「水質管理目標設定項目」

項目番号	水質管理目標設定項目	水質目標値 ※2	配水池水 過去3年の最高値	令和7年度検査頻度（回/年）			検査頻度の設定理由
				放光寺浄水場		配水池	
			令和3年4月～令和6年10月	取水口	配水池	藤山・西部・石垣	
1	ｱﾝﾁﾓﾝ及びその化合物	0.02以下	0.001未満	12	12	12	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目同様の頻度で実施
2	ｳﾗﾝ及びその化合物	0.002以下	0.0002未満	12	12	12	
3	ﾆｯｹﾙ及びその化合物	0.02以下	0.001未満	12	12	12	
5	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004以下	0.0002未満	12	12	12	
8	ﾄﾙｴﾝ	0.4以下	0.001未満	12	12	12	
9	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ（2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ）	0.08以下	0.005未満	－	12	－	
10	亜塩素酸	0.6以下	0.04未満	－	12	12	
13	ｼﾞｸﾛﾛｱｾﾄﾆﾄﾘﾙ	0.01以下	0.003	－	12	12	
14	抱水ｸﾛﾗｰﾙ	0.02以下	0.012	－	12	12	
15	農薬類 ※1	1以下	0.01未満	12	12	12	
16	残留塩素	1以下	0.7	－	12	12	採水時の基本性状であるため
17	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	10～100	21～57	12	12	12	水質基準項目39で実施
18	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.01以下	0.001未満	12	12	12	水質基準項目37で実施
19	遊離炭酸	20以下	3.3	－	12	－	性状確認のため
20	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.3以下	0.001未満	12	12	12	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目と同様の頻度で実施
21	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	0.02以下	0.001未満	12	12	12	
23	臭気強度（TON）	3以下	1未満	12	12	12	
24	蒸発残留物	30～200	160	12	12	12	水質基準項目40で実施
25	濁度	1度以下	0.1未満	12	12	12	水質基準項目51で実施
26	pH値	7.5程度	7.1～7.7	12	12	12	水質基準項目47で実施
27	腐食性（ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数）	-1～極力0	-1.94～-0.90	－	12	－	性状確認のため
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下	4	12	12	12	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目と同様の頻度で実施
29	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1以下	0.001未満	12	12	12	
30	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.1以下	0.07	12	12	12	水質基準項目33で実施
31	PFOS及びPFOA	0.00005以下(暫定)	0.000005未満	12	12	－	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目と同様の頻度で実施

※1「農薬類」（項目番号15）は、筑後川流域で使用されている主な農薬について検査を実施。各農薬の検出値と目標値の比の総和で算出。

※2 水質管理目標設定項目1～14、16～21、24、29、30の単位はmg/L。項目2、13、14、28の目標値は暫定値。

【表3-3】 原水・浄水検査計画 「久留米市独自に設定した項目」

項目番号	久留米市独自に設定した項目	令和7年度検査頻度（回/年）			検査頻度の設定理由
		放光寺浄水場		配水池	
		取水口	配水池	藤山・西部・石垣	
1	ｱﾙｶﾘ度	－	12	－	ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数算出のため
2	ｶﾙｼｳﾑｲｵﾝ	－	12	－	ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数算出のため
3	硫酸ｲｵﾝ	12	12	12	性状確認のため
4	電気伝導率	12	12	12	性状確認のため
5	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類	1	1	－	安全確認のため年1回実施
6	放射性物質（ﾖｳ素及びｾｼｳﾑ）	2	2	－	安全確認のため年2回実施

③浄水処理工程検査計画

浄水処理工程の水質検査は、放光寺浄水場における浄水処理が適切に行われているか、また、配水池から送り出される浄水処理工程水が、「安全でおいしい水」であるかを確認するために行います。

検査地点については、太郎原取水口から浄水場内の配水池までの各工程と、市内の配水池を対象に行います。

○検査項目 :「水質基準項目」**【表 4-1】**
「水質管理目標設定項目」**【表 4-2】**
適切な浄水処理に必要な「久留米市独自に設定した項目」**【表 4-3】**

○検査地点 :浄水処理工程内　7ヶ所
（太郎原取水口、着水井 2 系統、中塩混合井、後塩混合井、配水池 2 系統）
市内の配水池　2ヶ所 **【図 2】**
（山本配水池、高良内配水池）

○検査頻度 : 精密検査･･･月 1 回、毎週検査･･･週 1 回
毎日検査･･･毎日**【表 4-4】**

浄水処理工程における採水

山本配水池

高良内配水池

【表4-1】 浄水処理工程管理検査計画 「水質基準項目」

項目番号	水質基準項目	水質基準値※1	令和7年度検査頻度（回／年）※2						検査頻度の設定理由
			放光寺浄水場					配水池	
			取水口	着水井	中塩混合井	後塩混合井	配水池	高良内・山本	
1	一般細菌	100個/mL以下	△	△	○△	○△	○△	△	安全確認のため 毎月実施
2	大腸菌	不検出	△	△	○△	○△	○△	△	
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003以下	△	－	△	△	△	－	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	－	－	－	－	－	－	
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01以下	△	－	△	△	△	－	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	△	－	△	△	△	－	
7	ﾋ素及びその化合物	0.01以下	△	－	△	△	△	－	
8	六価ｸﾛﾑ化合物	0.02以下	△	－	△	△	△	－	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	△	△	△	△	△	△	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	0.01以下	－	－	－	－	－	－	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	△	△	△	△	△	△	
12	ﾌｯ素及びその化合物	0.8以下	△	△	△	△	△	△	
13	ﾎｳ素及びその化合物	1.0以下	△	－	△	△	△	－	
14	四塩化炭素	0.002以下	△	－	－	△	△	△	
15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05以下	△	－	－	△	△	△	
16	ｼｽ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	△	－	－	△	△	△	
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02以下	△	－	－	△	△	△	
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01以下	△	－	－	△	△	△	
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01以下	△	－	－	△	△	△	
20	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.01以下	△	－	－	△	△	△	
21	塩素酸	0.6以下	－	－	△	△	△	△	
22	ｸﾛﾛ酢酸	0.02以下	－	－	－	▽	▽	－	
23	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	0.06以下	△	－	－	△	□	△	
24	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	0.03以下	－	－	－	▽	▽	－	
25	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.1以下	△	－	－	△	□	△	
26	臭素酸	0.01以下	－	－	－	▽	▽	－	
27	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	0.1以下	△	－	－	△	□	△	
28	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	0.03以下	－	－	－	▽	▽	－	
29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.03以下	△	－	－	△	□	△	
30	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	0.09以下	△	－	－	△	□	△	
31	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08以下	－	－	－	▽	▽	－	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	△	－	△	△	△	－	性状確認のため 毎月実施
33	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.2以下	△	－	△	△	△	－	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	△	－	△	△	△	－	
35	銅及びその化合物	1.0以下	△	－	△	△	△	－	
36	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	200以下	－	－	－	－	－	－	
37	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05以下	△	－	△	△	△	－	
38	塩化物ｲｵﾝ	200以下	○△	○△	○△	○△	○△	△	
39	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	300以下	－	－	－	－	－	－	
40	蒸発残留物	500以下	－	－	－	－	－	－	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	0.2以下	－	－	－	－	－	－	
42	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	0.00001以下	□	□	－	△	□	－	異臭確認のため 毎月実施
43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	0.00001以下	□	□	－	△	□	－	
44	非ｲｵﾝ界面活性剤	0.02以下	－	－	－	－	－	－	－
45	ﾌｪﾉｰﾙ類	0.005以下	－	－	－	－	－	－	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	○△	○△	○△	○△	○△	△	浄水処理の確認のため 毎月実施
47	pH値	5.8～8.6	○△	○△	○△	○△	○△	△	
48	味	異常なし	－	－	－	○△	○△	△	
49	臭気	異常なし	○△	○△	○△	○△	○△	△	
50	色度	5度以下	○△	○△	○△	○△	○△	△	
51	濁度	2度以下	○△	○△	○△	○△	○△	△	

※1 水質基準項目3～46の単位はmg/L。

※2 検査頻度「○」は週1回（毎週検査）、「△」は月1回（精密検査）、「▽」は夏期（4～10月）において月1回（精密検査）の頻度で実施。
「□」は、夏期（4～10月）において週1回（毎週検査）、他の月は月1回（精密検査）の頻度で実施。

※ 給水栓検査や原水・浄水検査結果等の状況により、項目及び頻度は変更になることがあります。

【表4-2】 浄水処理工程管理検査計画 「水質管理目標設定項目」

項目番号	水質管理目標設定項目	水質目標値 ※2	令和7年度検査頻度（回／年）※3						検査頻度の設定理由
			放光寺浄水場					配水池	
			取水口	着水井	中塩混合井	後塩混合井	配水池	高良内・山本	
1	ｱﾝﾁﾓﾝ及びその化合物	0.02以下	△	－	△	△	△	－	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目同様の頻度で実施
2	ｳﾗﾝ及びその化合物	0.002以下	△	－	△	△	△	－	
3	ﾆｯｹﾙ及びその化合物	0.02以下	△	－	△	△	△	－	
5	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004以下	△	－	－	△	△	△	
8	ﾄﾙｴﾝ	0.4以下	△	－	－	△	△	△	
10	亜塩素酸	0.6以下	－	－	△	△	△	△	
13	ｼﾞｸﾛﾛｱｾﾄﾆﾄﾘﾙ	0.01以下	－	－	－	▽	▽	－	
14	抱水ｸﾛﾗｰﾙ	0.02以下	－	－	－	▽	▽	－	
15	農薬類 ※1	1以下	□	□	－	△	□	－	
16	残留塩素	1以下	－	－	○△	○△	○△	△	採水時の基本性状であるため
17	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	10～100	△	△	△	△	△	△	水質基準項目39で実施
18	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.01以下	△	－	△	△	△	－	水質基準項目37で実施
20	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.3以下	△	－	－	△	△	△	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目と同様の頻度で実施
21	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	0.02以下	△	－	－	△	△	△	
23	臭気強度（TON）	3以下	○△	○△	○△	○△	○△	△	
24	蒸発残留物	30～200	－	－	－	－	－	－	－
25	濁度	1度以下	○△	○△	○△	○△	○△	△	水質基準項目51で実施
26	pH値	7.5程度	○△	○△	○△	○△	○△	△	水質基準項目47で実施
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下	△	△	△	△	△	△	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目と同様の頻度で実施
29	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1以下	△	－	－	△	△	△	
30	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.1以下	△	－	△	△	△	－	水質基準項目33で実施
31	PFOS及びPFOA	0.00005以下(暫定)	－	－	－	－	－	－	－

※1「農薬類」（項目番号15）は、筑後川流域で使用されている主な農薬について検査を実施。各農薬の検出値と目標値の比の総和で算出。
※2 水質管理目標設定項目1～14、16～21、24、29、30の単位はmg/L。項目2、13、14、28の目標値は暫定値。
※3 検査頻度「○」は週1回（毎週検査）、「△」は月1回（精密検査）、「▽」は夏期（4～10月）において月1回（精密検査）の頻度で実施。
「□」は夏期（4～10月）において週1回（毎週検査）、他の月は月1回（精密検査）の頻度で実施。
※ 給水栓検査や原水・浄水検査結果等の状況により、項目及び頻度は変更になることがあります。

【表4-3】 浄水処理工程検査計画 「久留米市独自に設定した項目」

項目番号	久留米市独自に設定した項目	令和7年度検査頻度（回／年）※1						検査頻度の設定理由
		放光寺浄水場					配水池	
		取水口	着水井	中塩混合井	後塩混合井	配水池	高良内・山本	
1	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ生成能	△	－	－	－	－	－	原水の水質確認と浄水処理反映のため毎月実施
2	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ生成能	△	－	－	－	－	－	
3	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ生成能	△	－	－	－	－	－	
4	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ生成能	△	－	－	－	－	－	
5	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能	△	－	－	－	－	－	
6	UV吸収	△	△	△	△	△	－	性状確認及び浄水処理の確認のため毎月実施
7	ｱﾝﾓﾆｱ態窒素	△	△	△	△	△	－	
8	ｱﾙｶﾘ度	△	△	△	△	△	－	
9	硫酸ｲｵﾝ	△	△	△	△	△	△	
10	電気伝導率	○△	○△	○△	○△	○△	△	
11	水温	○△	○△	○△	○△	○△	△	

※1 検査頻度「○」は通年週1回（毎週検査）、「△」は月1回（精密検査）の頻度で実施。

【表4-4】 浄水処理工程管理のための検査計画 「毎日検査項目」

番号	毎日検査項目	放光寺浄水場				
		取水口	着水井	中塩混合井	後塩混合井	配水池
1	pH値	○	○	○	－	○
2	味	－	－	－	○	○
3	臭気	○	○	○	○	○
4	色度	○	○	○	○	－
5	濁度	○	○	○	○	○
6	残留塩素	－	－	○	○	○
7	臭気強度	○	○	○	○	○
8	UV吸収	○	○	－	○	○
9	ｱﾝﾓﾆｱ態窒素	○	○	○	○	○
10	ｱﾙｶﾘ度	－	○	○	－	－
11	電気伝導率	○	○	○	－	○
12	水温	－	○	○	○	○
13	塩素要求量	○	○	－	－	－

④給水栓検査計画

水道法第 20 条で定められた定期の水質検査として、市内の給水栓で水道水の水質を確認します。

この検査は、給水した水が「安全でおいしい水」で、水質基準に適合しているかを確認するために、配水系統ごとに、市内の 15 ヶ所にて採水、検査を行います。

○検査項目 ：「水質基準項目」**【表 5-1】**
「水質管理目標設定項目」**【表 5-2】**
「久留米市独自に設定した項目」**【表 5-3】**
○検査地点 ：15 ヶ所 **【図 3】**
○検査頻度 ：月 1 回

また、水道法第 20 条で定められた 1 日 1 回行う、色・濁り・消毒の残留効果（残留塩素）の検査については「毎日検査項目」のとおり、給水区域内の 23 ヶ所で毎日検査を実施して、安全性を確認します**【表 5-4】**。

給水栓（蛇口の水）の採水

水温の測定

残留塩素の確認
（十分な消毒ができているか）

検査項目ごとに容器を分けて採水

【図 3】 市内給水栓の採水・検査地点図

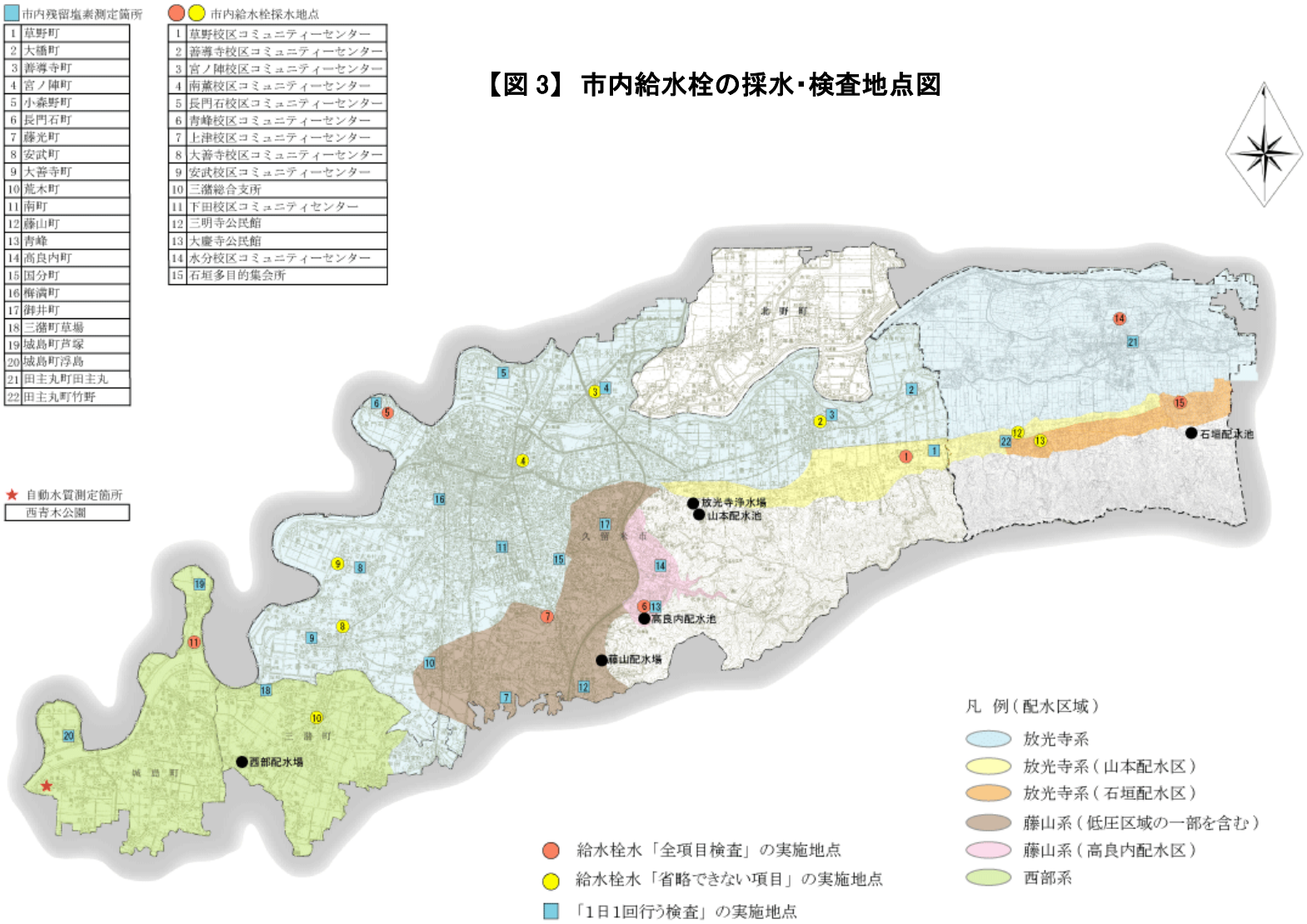

【表5-1】 給水栓検査計画 「水質基準項目」

項目番号	水 質 基 準 項 目	水質基準値 ※1	給水栓水過去3年の最高値 令和3年4月～令和6年10月	基準値に対する検出率（%） 0 50 100	法に基づく検査頻度	令和7年度検査頻度（回/年）	検査頻度の設定理由
1	一般細菌	100個/mL以下	0		1回/1ヶ月	12	法の規定により毎月実施
2	大腸菌	不検出	不検出			12	
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003以下	0.0003未満		1回/3ヶ月	4	安全確認のため法定頻度で実施
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			4	
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01以下	0.001未満			4	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.003			4	
7	ﾋ素及びその化合物	0.01以下	0.002			4	
8	六価ｸﾛﾑ化合物	0.02以下	0.005未満			4	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			4	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	0.01以下	0.001未満			4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.2			4	
12	ﾌｯ素及びその化合物	0.8以下	0.13			4	
13	ﾎｳ素及びその化合物	1.0以下	0.11			4	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			4	
15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05以下	0.002			4	
16	ｼｽ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	0.002未満			4	
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02以下	0.001未満			4	
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01以下	0.001未満			4	
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01以下	0.001未満			4	
20	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.01以下	0.001未満			4	
21	塩素酸	0.6以下	0.24			8	安全確認のため法定頻度で実施 ※ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ等について濃度が上昇する夏期（5～9月）は毎月実施
22	ｸﾛﾛ酢酸	0.02以下	0.002			8	
23	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	0.06以下	0.030			8	
24	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	0.03以下	0.007			8	
25	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.1以下	0.006			8	
26	臭素酸	0.01以下	0.001			4	
27	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	0.1以下	0.043			8	
28	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	0.03以下	0.014			8	
29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.03以下	0.012			8	
30	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	0.09以下	0.001未満			8	
31	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08以下	0.004			4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.020			4	性状確認のため法定頻度で実施
33	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.2以下	0.05			4	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.04			4	
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.005未満			4	
36	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	200以下	17			4	
37	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05以下	0.001未満			4	
38	塩化物ｲｵﾝ	200以下	16		1回/1ヶ月	12	法の規定により毎月実施
39	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	300以下	57		1回/3ヶ月	4	性状確認のため法定頻度で実施
40	蒸発残留物	500以下	160			4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	0.2以下	0.02未満			4	
42	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	0.00001以下	0.000002		藻類発生時期に1回/1ヶ月	12	異臭確認のため毎月実施
43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	0.00001以下	0.000005			12	
44	非ｲｵﾝ界面活性剤	0.02以下	0.005未満		1回/3ヶ月	4	性状確認のため法定頻度で実施
45	ﾌｪﾉｰﾙ類	0.005以下	0.0005未満			4	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	0.9		1回/1ヶ月	12	法の規定により毎月実施
47	pH値	5.8～8.6	7.3～7.8			12	
48	味	異常なし	異常なし			12	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.6			12	
51	濁度	2度以下	0.1			12	

※1 水質基準項目3～46の単位はmg/L。

【表5-2】 給水栓検査計画 「水質管理目標設定項目」

項目番号	水質管理目標設定項目	水質目標値 ※2	給水栓水過去3年の最高値 令和3年4月～令和6年10月	法に基づく検査頻度	令和7年度検査頻度（回/年）※3	検査頻度の設定理由
1	ｱﾝﾁﾓﾝ及びその化合物	0.02以下	0.001未満	法での規制なし	4	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目同様の頻度で実施
2	ｳﾗﾝ及びその化合物	0.002以下	0.0002未満		4	
3	ﾆｯｹﾙ及びその化合物	0.02以下	0.001未満		4	
5	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004以下	0.0002未満		4	
8	ﾄﾙｴﾝ	0.4以下	0.001未満		4	
9	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ（2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ）	0.08以下	0.005未満		4	
10	亜塩素酸	0.6以下	0.04未満		4	
12	二酸化塩素	0.6以下	－		－	原因となる薬品を使用していないため省略
13	ｼﾞｸﾛﾛｱｾﾄﾆﾄﾘﾙ	0.01以下	0.003		4	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目同様の頻度で実施
14	抱水ｸﾛﾗｰﾙ	0.02以下	0.013		4	
15	農薬類 ※1	1以下	0.01未満		4	
16	残留塩素	1以下	0.6		12	採水時の基本性状であるため毎月実施
17	ｶﾙｼｳﾑ,ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	10～100	28～57		4	水質基準項目39で実施
18	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.01以下	0.001未満		4	水質基準項目37で実施
19	遊離炭酸	20以下	3.4		4	水質管理上留意すべき項目であるため、水質基準項目同様の頻度で実施
20	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.3以下	0.001未満		4	
21	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	0.02以下	0.001未満		4	
22	有機物質（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3以下	－		－	TOCで水質管理を行っているため省略
23	臭気強度（TON）	3以下	1未満		12	留意が必要な項目であるため基準項目同様
24	蒸発残留物	30～200	160		4	水質基準項目40で実施
25	濁度	1度以下	0.1		12	水質基準項目51で実施
26	pH値	7.5程度	7.3～7.8		12	水質基準項目47で実施
27	腐食性（ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数）	-1～極力0	-1.84～-0.85		4	留意が必要な項目であるため基準項目同様
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下	280		12	消毒状況の確認のため、毎月実施
29	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1以下	0.001未満		4	留意が必要な項目であるため基準項目同様
30	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.1以下	0.05		4	水質基準項目33で実施
31	PFOS及びPFOA	0.00005以下(暫定)	－		－	－

※1「農薬類」（項目番号15）は、筑後川流域で使用されている主な農薬について検査を実施。
各農薬の検出値と目標値の比の総和で算出。
※2 水質管理目標設定項目1～14、16～22、24、29、30の単位はmg/L。項目2、13、14、28の目標値は暫定値。
※3 検査頻度「4」は3ヶ月に1回の頻度で実施。

【表5-3】 給水栓検査計画 「久留米市独自に設定した項目」

番号	久留米市独自に設定した項目	法に基づく検査頻度	令和7年度検査頻度（回/年）	検査頻度の設定理由
1	ｱﾙｶﾘ度	法での規制なし	12	ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数算出のため
2	ｶﾙｼｳﾑｲｵﾝ	法での規制なし	12	ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数算出のため
3	硫酸ｲｵﾝ	法での規制なし	12	性状確認のため毎月実施
4	電気伝導率	法での規制なし	12	性状確認のため毎月実施

【表5-4】 給水栓検査計画 「毎日検査項目」

番号	毎日検査項目	評価値	法に基づく検査頻度	令和7年度検査頻度	検査頻度の設定理由
1	色	異常なし	毎日	1日1回以上	法の規定により毎日実施
2	濁り	異常なし			
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上			

⑤水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針に基づく水質検査計画

太郎原取水場取水口の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を月 1 回、原水（太郎原取水場取水口）及び浄水処理工程水（後塩混合井：砂ろ過水）のクリプトスポリジウム等の検査を 2 ヶ月に 1 回の頻度で行います。

また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330005 号通知）に基づき、水系感染症を引き起こすクリプトスポリジウム及びジアルジア（以下クリプトスポリジウム等）の検査も行います。

【表6】 水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針に基づく水質検査計画

番号	検査項目 ※1	令和7年度検査頻度（回／年）		検査頻度の設定理由
		太郎原取水場取水口	後塩混合井 ※2	
1	大腸菌	12	－	指針の規定により毎月実施
2	嫌気性芽胞菌	12	－	
3	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ	6	6	指針の規定では、3ヶ月に1回でよいが、安全確認のため2ヶ月に1回の頻度で実施
4	ｼﾞｱﾙｼﾞｱ	6	6	

※1「大腸菌」及び「嫌気性芽胞菌」の検査については、ダム調査時に実施。
※2 後塩混合井については、濁度0.1度以下維持を水質自動測定装置による連続監視により実施。

5. 臨時の水質検査に関する事項

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、当該水質基準項目について臨時の水質検査を行います。

①水源の水質が著しく悪化したとき
②水源に異常があったとき
③水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
④浄水処理工程に異常があったとき
⑤配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
⑥その他特に必要があると認められたとき

なお、久留米市企業局において、水道水に異常が生じた場合には、「久留米市飲料水健康危機管理実施要領」にしたがって、早急な原因調査を行い、水道水の利用制限や給水制限等の必要な安全対策を講じます。

また、水道法第 18 条に基づき、久留米市企業局のお客様から水道水の水質検査に関する相談や検査等に対応します。

6. 水質検査機関及び水質検査方法

（1）水質検査機関について

水質検査については、原則として、久留米市企業局において実施します。

また、「原水（筑後川・ダム）調査」、「クリプトスポリジウム等の検査」については、福岡県南広域水道企業団との「水質検査の共同実施に関する協定」に基づき、同企業団にて共同で実施します。

なお、ダイオキシン類及び放射性物質（ヨウ素及びセシウム）の検査については、外部の検査機関へ委託します。

（2）水質検査方法について

水質検査の方法は、「水質基準項目」及び「水質管理目標設定項目」については、国が定めた検査方法で実施します。また、「久留米市独自に設定した項目」については、「上水試験方法」（日本水道協会）に基づき実施します。

水質検査結果については、過去のデータや他の検査項目の結果等との照合を行って評価します。

7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表方法

水質検査計画は、過去 3 年間の水質検査の検出状況から、次年度必要と判断した検査項目、検査地点、検査頻度を、「原水」、「浄水処理工程」、「給水栓」ごとに設定し、また、久留米市企業局のお客様から頂いた水道水質に対するご意見等も反映させて、毎事業年度前に公表いたします。

また、水質検査計画に基づき検査した結果は、ホームページ及び広報紙等で公表いたします。

【水質検査計画の策定から水質検査結果の公表まで】

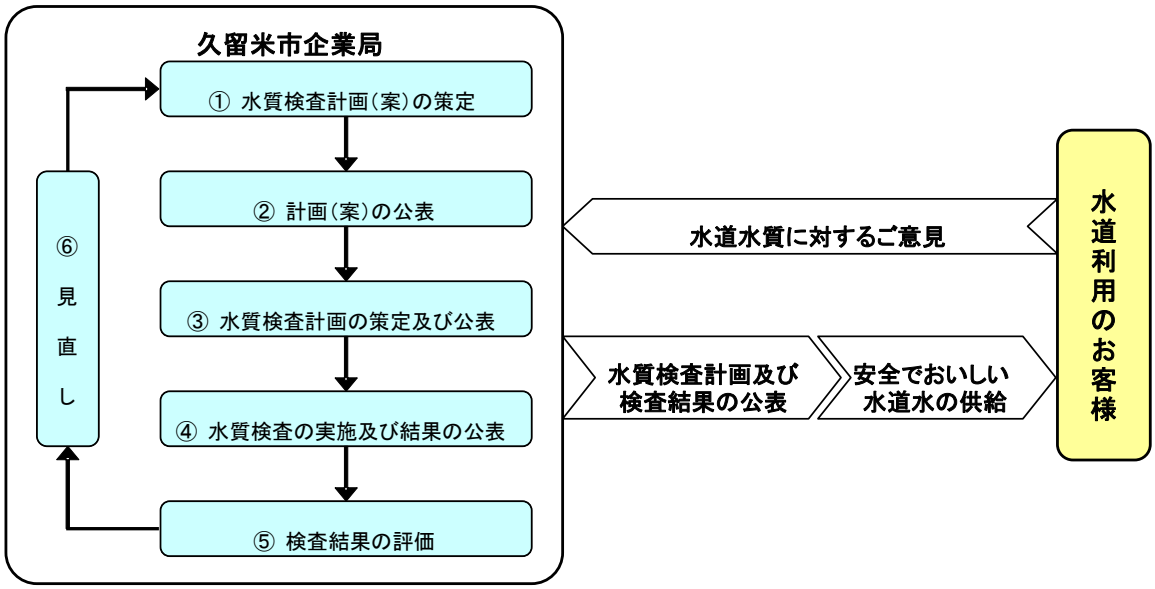

○水質に関するホームページ

QR コードを読み込むと、水質に関するホームページを確認できます。

8. その他水質検査計画の実施に際して配慮すべき事項

（1）水質検査の信頼性保証について

水質検査の信頼性保証については、水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）（認定番号：JWWA-GLP021）を導入し、採水から検査及びデータ保存に至るすべてを標準作業手順書によるマニュアル化を図り、統一的に正確な検査結果を得られるようにすることで、信頼性を確保しています。久留米市企業局では、平成 19 年 2 月に 21 番目の認定(JWWA-GLP021)を、法定水質基準のすべてについて取得しました。

JWWA－GLP021
水道 GLP 認定

また、標準作業手順書に示す検査方法が適正であるかを判断するため、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づく検査手順の妥当性評価を実施しています。

さらに、環境省が実施している「水道水質検査の精度に係る調査」及び筑後川流域から取水する水道事業者で実施する外部精度管理に参加し、検査精度の保証に努めています。

（2）水質検査の精度について

水質検査の精度は、国が定めた検査方法で実施し、基準値及び目標値の 10 分の 1（非イオン界面活性剤は 4 分の 1）まで測定した結果の変動係数（CV）が、無機物で 10%以下、有機物で 20%以下を確保します。

（3）関係機関との連携について

筑後川水系の河川の水質管理は、国、県、市町村、水道事業体等で構成する「筑後川・矢部川水質汚濁対策連絡協議会」において、水質保全事業や河川水質事故時の訓練及び連絡網の整備や水質情報の交換などにより、連携を図って行っています。

特に、福岡県南広域水道企業団とは、原水である筑後川の監視を共同体制で実施しています。

また、筑後川上流の事業体と定期連絡会等を開催し、情報交換や水源保全の活動を行っています。

おわりに

久留米市企業局は、関係機関と連携することで、原水の水質監視を充実させながら、原水から浄水処理工程、給水栓に至るまでの徹底した水質管理を行っています。

また、水道 GLP の認定を継続して取得することで、水質検査結果の信頼性を確保しています。

今後も、経営理念とする「お客様に信頼される水道水の供給」に努めていきます。

この水質検査計画は、水道法施行規則第 15 条に基づいて策定しています。